**平成２４年（フ）第６７号**
岐阜県恵那市長島町久須見1113番地107
債務者　川尻　庄次
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２４年（フ）第１４９号**
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字平塚62番地２
債務者　井辰　美恵
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第２３号**
京都府舞鶴市字下福井110番地６
債務者　濱口　知彦
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２４年（フ）第４５２号**
東京都町田市相原町3190番地都営武蔵岡６―708
債務者　片岡　　孝
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第６６号**
栃木県下都賀郡岩舟町大字鷲巣126番地
債務者　小島　裕孝
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２４年（フ）第８８２号**
横浜市戸塚区戸塚町1745番地１
債務者　林郷　孝幸
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１１０７号**
神奈川県藤沢市長後1225番地の１　レーベンスクエア藤沢プレイジアム1515
債務者　水島　芳和
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１１０８号**
住居所秘匿
債務者　平井　朱実
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２４６６号**
大阪府寝屋川市河北西町17番１―303号
債務者　植原　浩二
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２６２号**
岡山市南区築港栄町１番１号　和興ビル210号室、旧住所岡山市南区宮浦2368番地２
債務者　奥　　正義
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２７１号**
岡山県倉敷市児島下の町８丁目２番16号
債務者　五百森基樹
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３０号**
大分県宇佐市大字長洲3903番地の５、申立時の住所大分県中津市大字田尻333番地１
債務者　渚　久美子（旧姓濱野）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月27日午後３時45分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

**平成２４年（フ）第２３号**
大分県中津市大字蛎瀬1112番地１　レーゲンボーゲンＡ203号
債務者　山田　奨馬
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月27日午後３時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

**平成２４年（フ）第３５号**
大分県中津市大字宮夫93番地メゾンフォレスト103
債務者　矢野恵理子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月３日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

**平成２４年（フ）第５８９号**
東京都町田市相原町3342番地４
債務者　山田　信彦
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第６１５号**
東京都町田市鶴間1862番地６
債務者　宮島　秀晃
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部